

めざします。企業の繁栄と社会への貢献

法人会だより

2021年
秋

公益社団法人 沖縄北部法人会 広報委員会

名護市宇茂佐の森5-2-7 電話 (0980) 54-3120/FAX (0980) 50-9053

MAIL info@okihokuhoujin.com URL <http://www.okihokuhoujin.com>

No.19



【第38回理事会を開催】

9月29日（水）ホテルゆがふいんおきなわ2階（あけみおの間）において「第38回理事会」を開催し、令和3・4年の6委員会正副委員長、委員及び第1～8支部の正副支部長、支部幹事について審議され、原案通り承認された。

委嘱状の交付については、コロナ禍により今回は委嘱状交付式を中止とさせて頂き「委嘱状」の郵送をもって交付とさせて頂く旨了承された。

委員会	委員長名	支部	地区	支部長名
総務委員会	崎 浜 秀 一 (株) 崎浜商店	1	名護市(城・東江・世富慶・数久田・許田・幸喜・喜瀬・旧久志)	喜 瀬 朝 夫 (有) 朝日興業企画
税制委員会	伊 波 悟 (有) マル井建設	2	名護市(大東・大北・旧羽地・旧屋我地)	運 天 健 (株) 丸金交通
研修委員会	上 原 恵 子 (株) 丸政工務店	3	名護市(大中・大西・大南・為又)	仲 程 忠 (有) くくる
組織委員会	比 嘉 康 (有) 国誠測量設計	4	名護市(港・宮里・旧屋部)	末 吉 亮 (有) 北部電水工業
厚生委員会	仲 泊 栄 次 (株) 東開発	5	本部町・伊江村	比 嘉 良 勝 (有) 丸良電建工業
広報委員会	儀 保 充 (株) ヤマナエンジニアリング	6	今帰仁村・伊是名村・伊平屋村	與 那 勝 治 (資) 共栄社
		7	国頭村・大宜味村・東村	山 口 裕 (株) 山口建設
		8	宜野座村・金武町・恩納村	外 間 慎 也 (株) ホカマ

会員増強 運動月間(10月～12月)展開中!

会員
募集中!

女性部会 グリーンボランティア

【雇用関係助成金活用セミナー】

【改正税法説明会】

令和3年10月16日（土）
名護漁港向いの花壇整備

日時：令和3年10月20日（水）14:00~16:00
場所：北部会館 3階会議室
内容：①活用しやすい助成金 ②新型コロナ関連の助成金
講師：社会保険労務士 前里 久誌 氏

日時：令和3年9月13日（月）14:00~16:00
場所：ホテルゆがふいんおきなわ
講師：税理士 西村 裕子 氏



第37回法人会全国大会岩手大会オンライン開催

基調講演



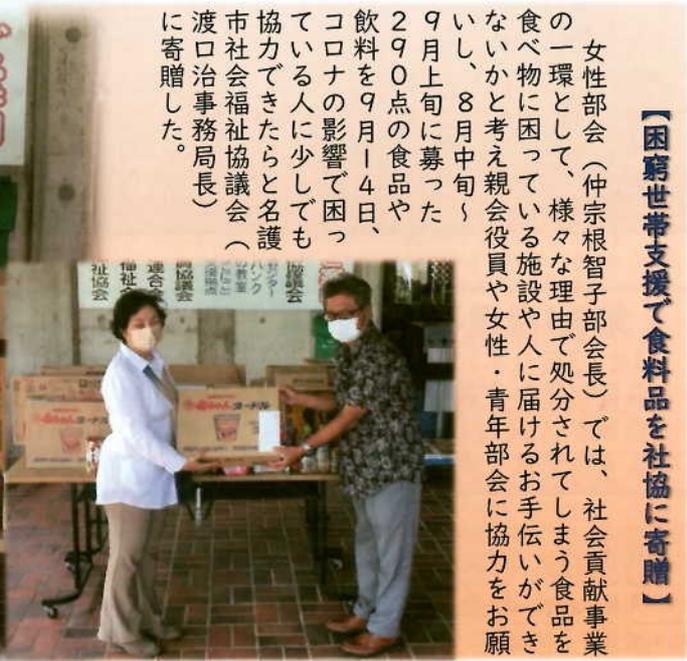
演題 ユーザーイン経営
講師 アイリスオーヤマ株式会社
代表取締役会長 大山 健太郎氏



第37回法人会全国大会岩手大会が10月7日ホテルメトロポリタン盛岡ニューウイング(岩手県盛岡市)と全法連会館(東京都新宿区)の2会場を中継で結び、オンライン形式による全国大会が開催された。

今年は新型コロナウイルス感染状況を鑑み、初のオンライン開催にチャレンジした。当会では、北部会館にて石川会長はじめ役員等が視聴した。

女性部会



女性部会（仲宗根智子部会長）では、社会貢献事業の一環として、様々な理由で処分されてしまう食品を食べ物に困っている施設や人に届けるお手伝いができないかと考え親会役員や女性・青年部会に協力をお願いし、8月中旬より、9月上旬に募った290点の食品や飲料を9月14日、コロナの影響で困っている人に少しでも協力できたらと名護市社会福祉協議会（渡口治事務局長）に寄贈した。

【困窮世帯支援で食料品を社協に寄贈】

自分、何かができないときもある

フリーランスマスター 藤木順平

受験シーズン。自分の学力では志望校に入れそうもない。これは神仏にすがって「何とかお願いします」とくる。困った時の神頼みだ。普段はさほど気にも留めない神さま仏さまに「そこそこ、よろしく！」と手を合わせる。

同様に「ムシのいい話」を表す言葉に「他力本願」がある。自分は努力しないで他人の力でうまく事を運んでほしいと思う気持ちを感じる。と、巷間、使われているが、本来は「仏の力によって救われようとする教え」という仏教用語である。

ここまではご存じの方もいらっしゃる。話をもう少し進めよう。以下、「仏教とっておきの話366 春の巻」（ひろさちや著）から...

阿弥陀さんは修行中に四十八の誓い（本願）を立てた。その十八番目は「南無阿弥陀仏と念仏を唱えた人はすべて極楽浄土に救いよつてやろう」というもの。もし、この願いが果たされないとき、「自分は絶対仏にはならない」という誓約をした。

で、どうなった？ 阿弥陀さんは立派に「阿弥陀仏」になられた。ということは念仏を唱えるだけで私たちは救われるわけだ。

念仏で「救われる」のもいいけど、どちらかといえば、「金持ちになりたい」とか「長生きしたい」のおまじない、ないだろうか？

【筆者紹介】

藤木順平（ふじき・じゅんぺい）フリーランスマスター。日本笑い学会会員。

署長就任あいさつ

名護税務署長

城間正友



本年7月の定期人事異動により名護税務署長を拝命いたしました城間でございます。

名護税務署での勤務は今回が初めてであり、管内に広がる多様性ある自然環境や経済圏を知るにつけ、ここ「やんばるの地」において勤務する機会に恵まれたことを大変うれしく思っているところです。

公益社団法人沖縄北部法人会の皆様には、平素から税務行政全般にわたり、深いご理解と多大なるご協力を賜っておりますこと、まずもって厚く御礼申し上げます。

貴会におかれましては、会発足以来、税の分野における様々な活動をとおり、申告納税制度の維持・発展に大きく寄与していただいております。

近年は、各種研修会・説明会の積極的な開催のみならず、将来を担う児童に対する青年部会による「租税教室」の開催や女性部会による「税に関する絵はがきコンクール」の実施などの租税教育活動、さらには「自主点検チェックシート」を活用した企業の税務コンプライアンス向上に資する取り組みにも熱心に取り組んでいただいております。

沖縄県においても昨年初めに顕著となった新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、様々な制約が課されるなか、貴会のこうした活動は、税務行政の円滑な運営に大きな役割を果たすものとなっており、石川会長をはじめとする会員の皆様方のご尽力に深く敬意を表する次第であります。

今事務年度におきましては、令和5年10月から導入される消費税のインボイス制度に係る登録申請書のe-Taxによる早期提出とともに、税務行政のDXの一環としてのダイレクト納付の推進について引き続きご協力を賜りますようお願いいたします。

結びに当たり、公益社団法人沖縄北部法人会の益々のご発展と会員企業の皆様の事業のご繁栄を心から祈念申し上げます。私の就任のご挨拶とさせていただきます。

国税庁定期人事異動による名護税務署幹部名簿

官職名	氏名	前任官職名
署長	城間 正友	宮古島税務署 署長
総務課長	佐久田武人	沖縄国税事務所 個人課税課 実務指導専門官
法人課税部門統括官	上間 常之	留任
個人課税部門統括官	伊禮 正勝	留任
総務課係長	大屋 真作	沖縄国税事務所 会計課 主任

※前名護税務署長

高橋 伸治 氏 (退職)

※前総務課長

渡邊 旨之 氏 (沖縄国税事務所 法人課税課 課長補佐)

※前総務課係長

仲間 祐太 氏 (沖縄国税事務所 徴収課 国税実査官)



名護税務署会議室



沖繩北部税務団体協議会（石川幸延会長）では、国税庁定期人事異動により、令和3年7月10日付で名護税務署城間正友署長はじめ幹部職員が着任致しましたので、7月27日当協議会の正副会長及び顧問でご挨拶に伺いました。

名護税務署長

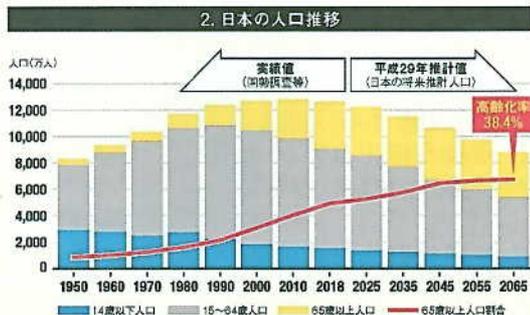
表敬訪問

中小企業と日本の未来を救うために ポストコロナに向けた 経済再生、財政健全化を求めます!

中小企業を中心として全国約75万社の会員企業で構成される「経営者の団体」[公益財団法人 全国法人会総連合（略称：全法連）]は、9月21日開催の理事会において「令和4年度税制改正に関する提言」を決議しました。地域経済と雇用の確保の担い手である中小企業は、長期にわたってコロナ禍の影響を直接的に受け限界に達しており、税財政や金融面からの実効性ある対策が急務であることを求めています。また、膨大なコロナ対策費は、先進諸国においても財政を悪化させましたが、日本とは違い、米国、英国、ドイツ等では償還財源を含めた大枠の返済計画を示し始めています。我が国は先進国で最速のスピードで少子高齢化が進み、かつ人口が減少するという極めて深刻な構造問題を抱えています。このため、将来世代に負担を先送りしないよう財政健全化に取り組むこと、持続可能な社会保障制度の構築、国・地方を通じて徹底した行財政改革の推進等が必要です。今後、この提言に基づき、全法連は政府・政党に、各地の法人会からは、それぞれの自治体等に対して提言活動を行って参ります。



公益財団法人 全国法人会総連合
会長 小林 栄三
伊藤忠商事（株）名誉理事



1. (注1)令和2年度までは決算、令和3年度は予算による。
(注2)特別会計税収は、平成25年度以降追加される
特別徴収金等による財源を確保するための臨時特別
徴収。平成25年度以降特別徴収3%から5%への引上げ
先行を行った後に、特別徴収収入の減少を補うための減収
特別徴収。平成25年度以降特別徴収の徴収率の向上
実施する際の財源を確保するための特別徴収。平成24年度
及び25年度は繰上金庫増収部分の10%減収による財源
確保のための特別徴収を指している。
2. 後述の10年間で人口は増加人口に転換し「総人口」(令和10
年1月1日現在)、高齢化率の上昇率(令和10年1月1日現在)は
高齢化率の上昇率(令和10年1月1日現在)は2018
年までの合計出生数と合計死亡数の差(出生数-死亡数)を
2016年4月24日現在(出生数-死亡数)を2016年4月24日現在
の出生数(出生数)と死亡数(死亡数)の差を2016年4月24日現在

令和4年度税制改正に関する提言（概要）

I 税・財政改革のあり方

1. 財政健全化に向けて

感染症拡大が収束段階になった際には、税制だけではなく大胆な規制緩和を行うなど、スピード感をもって日本経済の本格的な回復に向けた施策を講じる必要がある。また、財政健全化は国家的課題であり、コロナ収束後には本格的な歳入・歳入の一体的改革に入れるよう準備を進めることが重要である。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

適正な「負担」を確保するとともに、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制しないかぎり、持続可能な社会保障制度の構築と財政健全化は達成できない。また、社会保障は「自助」「公助」「共助」が基本であり、これを踏まえ公平性を確保したうえでその役割と範囲を改めて見直す必要がある。

3. 行政改革の徹底

地方を含めた政府・議会は「まず腕より始めよ」の精神に基づき自ら身を削り、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行する。

4. マイナンバー制度

マイナンバー制度は、すでに運用を開始しているが、マイナンバーカードの普及率が低いなど、国民や事業者が正しく制度を理解しているとは言えない。政府は制度の意義等の周知に努め、その定着に向け本腰を入れて取り組んでいく必要がある。

II 経済活性化と中小企業対策

1. 新型コロナウイルスへの対応

中小企業は我が国企業の大半を占め、地域経済の活性化と雇用の確保などに大きく貢献している。いわば経済社会の土台

ともいえる存在であり、これが立ち行かなくなれば、経済全体にとっても取り返しのつかない事態に陥る。政府と自治体は複雑で多岐にわたるコロナ対策の周知・広報を徹底するとともに、申請手続きの簡便化やスピーディーな給付を行い、中小企業が存続を回れるよう全力で取り組む必要がある。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

中小企業は地域経済の担い手であるだけでなく、我が国経済の礎である。近年はコロナ禍だけでなく、自然災害による被害も多発するなど中小企業を取り巻く環境は一段と厳しさを増している。そうした中でその存在感を示すことができるような税制の確立が求められる。

- (1) 中小法人に適用される法人税の軽減税率の特例15%の本則化、適用所得金額の引上げ。
- (2) 「中小企業投資促進税制」、「少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置」の拡充、本則化。等

3. 事業承継税制の拡充

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。中小企業が相続税の負担等によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。平成30年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要である。

- (1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設
- (2) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実、特例承継計画の提出期限の延長等
- (3) 取引相場のない株式の評価の見直し

4. 消費税への対応

消費税は社会保障の安定財源確保と財政健全化に欠かせないが、

軽減税率制度は事業者の事務負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多い。このため、かねてから税率10%程度までは単一税率が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが妥当であることを指摘してきた。国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば同制度の是非を含めて見直しが必要である。

- (1) システム改修や従業員教育など、事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮をすること。
- (2) 令和5年10月からの「適格請求書等保存方式」導入に向け、本年10月より「適格請求書発行事業者」の登録申請をはじめ。新型コロナウイルスは小規模事業者等の事業継続に大きな困難をもたらしており、さらなる事務負担を求めれば休廃業を加速することになりかねない。現行の「区分記載請求書等保存方式」を当面維持するなど、弾力的な対応を求める。等

III 地方のあり方

今般のコロナ禍は国と地方の役割分担の曖昧さや行政組織間の意思疎通不足、病院間の特性に応じた役割分担がなされていなかったことが浮き彫りとなった。これを機に、緊急時の医療体制を整備する必要があるが、そのためには国と地方、さらに自治体間の情報共有が不可欠であり、改めて広域行政の必要性を強調しておきたい。また、地方自身がそれぞれの特色や強みをいかした活性化戦略を構築し、地域の民間の知恵と工夫により、新たな地場技術やビジネス手法を開発していくことが不可欠である。その際に最も重要なのは、地方が自立・自助の精神を理念とし、自らの責任で必要な安定財源の確保や行政改革を企画・立案し実行していくことである。

* 提言書の全文は、全法連ホームページに掲載しておりますので、ご覧ください。

法人会とは

私たち法人会は、中小企業を中心として全国約75万社の会員企業を擁する団体です。41都府県に440の単位法人会が組織され、創設以来70年をたどり、国の発展ともいえる「民間」の分野を中心とした活動と全国的に展開し、申告納税制度の地場・発展に資与してまいりました。近年は、我が国の将来を思慮した税の提言や各種研修会の開催、地域社会貢献活動に加え、次世代担い手への税務教育や税の普及活動、さらには企業の税務コンプライアンス向上に資する取り組みにも力を注いでいます。なお、法人会青年部会では、社会保障給付の削減と安定的な国の歳入確保に資するため「財政健全化のための健康経営プロジェクト」を展開し、「健康経営」を推進した企業の活力向上もたらす取組の増加、適切な医療利用による医療費の適正化に向けたアクションプランに取り組んでいます。◎「健康経営」はNPO法人健康経営研究所の登録事業です。